

令和3年6月24日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

高知県議会総務委員会委員長 下 村 勝 幸

印

総 務 委 員 会 報 告 書

令和3年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
3. 4. 6	正・副委員長の互選について	
自 3. 4. 13 至 3. 4. 15	本庁の業務概要について	
3. 4. 27	出先機関等の業務概要について	高知・四万十町方面
3. 4. 28	〃	高知・いの・須崎方面
自 3. 5. 11 至 3. 5. 12	〃	幡 多 方 面
3. 5. 17	〃	南国・本山・香美方面
3. 5. 20	〃	南国・香南・高知方面
3. 5. 21	〃	高知・日高・いの方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和3年6月24日

高知県議会議長 森田英二様

高知県議会危機管理文化厚生委員会委員長 西森雅和

印

危機管理文化厚生委員会報告書

令和3年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
3.4.6	正・副委員長の互選について	
自3.4.13 至3.4.15	本庁の業務概要について	
3.5.12	出先機関等の業務概要について	高知方面
3.5.18	〃	高知方面
3.5.19	〃	高知方面
3.5.20	〃	高知方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和3年6月24日

高知県議会議長 森田英二様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 野町雅樹

印

商工農林水産委員会報告書

令和3年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
3.4.6	正・副委員長の互選について	
自3.4.13 至3.4.15	本庁の業務概要について	
3.5.11	出先機関等の業務概要について	香美・南国方面
3.5.12	〃	四万十町・須崎方面
3.5.17	〃	高知方面
3.5.18	〃	土佐市・いの・佐川方面
自3.5.20 至3.5.21	〃	幡多方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和3年6月24日

高知県議会議長 森田英二様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 金岡佳時

印

産業振興土木委員会報告書

令和3年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
3.4.6	正・副委員長の互選について	
自3.4.13 至3.4.15	本庁の業務概要について	
3.5.11	出先機関等の業務概要について	高知方面
3.5.12	〃	南国・香美方面
3.5.18	〃	いの方面
自3.5.19 至3.5.20	〃	幡多方面

以上、報告の詳細については、委員会記録又は調査出張報告書を参照してください。

令和3年6月24日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

高知県議会議会運営委員会委員長 明 神 健 夫

印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

令和3年2月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
3. 4. 6	(1) 委員長の互選について (2) 副委員長の互選について (3) 委員席の指定について (4) 本会議の運営等に関する申し合わせ事項について (5) 執行部席の変更について (6) 前期議会運営委員会からの引継事項について (7) その他	
3. 6. 18	(1) 6月定例会の日程及び運営について (2) 委員会のオンライン開催等について (3) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意見書に関する結果について
(令和3年2月定例会における議決に関するもの)

1 「望まない受動喫煙」を防止するための環境整備支援を求める意見書

事業者が喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めるための支援の拡充に関して、具体的な動向は現時点で明らかではないが、現在、受動喫煙対策として一定の基準を満たす各種専用の喫煙室等を設置する際、その費用について助成する財政支援や、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合、喫煙専用室に係る器具備品等を特別償却又は税額控除の対象とする税制支援、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が個別に相談・助言を行うなどの支援が実施されている。

また、地方たばこ税を活用した分煙環境整備を促進する制度の創設に関しては、具体的な動向は現時点で明らかではない。

2 地域産業を担うデジタル人材育成への支援を求める意見書

公立大学のデジタル人材育成のための新学部設置などへの財政支援については、6月18日に「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針」という。）が閣議決定されており、全国の大学等において、数理・データサイエンス・AI教育の充実や、デジタル関連学部や修士・博士課程プログラムの拡充・再編を図る等の方針が示された。

また、公立大学に対する地方財政措置がなされており、一定の基準に基づき算出された学生1人当たりにより要する経費（単位費用）に公立大学の在学生数を乗じて算定される。新学部が設置され、それに伴い学生数が増えれば、その分、基準財政需要額（地方交付税額）も増えることとなっている。

社会人がデジタル技術を学ぶための支援の充実については、3月26日に成立した令和3年度予算において、参加者同士の学び合いを通じて、AI導入のための実践的スキルを持つ人材を育成する課題解決型のAI人材育成事業などが引き続き財源措置された。

また、骨太の方針においては、デジタル人材の育成に向けて、経済界や教育機関等と協力して実践的な学びの場の提供等を行うデジタル人材プラットフォームの構築等の方針が示された。

1次産業を含めた中小企業・小規模事業者へのICT投資の支援については、新分野展開、事業転換、事業・業種転換、事業再編といった事業再構築に取り組む中小企業等を支援するため、補助対象経費に設備や専用ソフトの購入やリースなどのシステム構築費、クラウドサービス利用費などを含む中小企業等事業再構築促進事業が創設された。

また、感染対策と経済活動の両立に資する投資等を通じて、中小企業の生産性向上を図る「中小企業生産性革命推進事業」（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金）について、必要な財源は、令和2年度第3次補正で確保されている。

3 中華人民共和国海警法に深刻な懸念を表明し、必要な措置を講じることを求める意見書

6月11日から13日の間に開かれた先進7か国首脳会議（G7サミット）の首脳声明において、中国の海洋進出を巡っては、「東・南シナ海での一方的な試みに強く反対する」と明記された。

また、岸防衛大臣は6月16日の東南アジア諸国連合（ASEAN）拡大国防相会議において、東・南シナ海では力を背景とした現状変更の試みが継続していると述べ、中国が海警局に武器使用を認めた海警法について、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含み、関係国の利益を損なうことがあってはならないと訴えた。

海上保安庁と海上自衛隊の連携強化については、第204回国会において、自衛隊による警戒監視活動の明記や海上保安庁の任務に領海警備を追加するとした「自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案」及び「海上警備準備行動」を新設し、自衛隊が海上保安庁による尖閣警備を補完できるようにすることを盛り込んだ「領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案」が提出され、衆議院において閉会中審査となっている。

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県知事 濱田 省司

印

議案の提出について

令和 3 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案
- 第 3 号 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 4 号 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
- 第 5 号 高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

- 第 16 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 県有財産（航空機）の取得に関する議案
- 第 18 号 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 第 19 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 国道 493 号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 報第 1 号 令和 2 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 3 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 4 号 高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告

議発第1号

条例議案の提出について

令和3年6月高知県議会定例会に、「高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例」議案を別紙のとおり提出します。

令和3年6月24日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者 高知県議会議員 塚 地 佐 智

同 岡 田 芳 秀

同 中 根 佐 知

同 吉 良 富 彦

同 米 田 稔

別 紙

高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案

高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例を次のように定める。

令和3年6月24日提出

高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命及び健康の保持並びに安全で安心な県民生活を送る権利を守る取組を推進する県の責務を明確にすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 事業者 法人及び事業を行う個人をいう。
- (3) 県民等 県内に住所を有する者のほか、県内の学校に就学する者、県内の企業等に就労する者、県内を訪れている旅行者等及び県内に滞在する者をいう。
- (4) クラスター 感染のリンクが追える集団として確認することができた陽性者の一群で、その人数が5人以上であるものをいう。
- (5) 社会的検査 医療機関、社会福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症特有の無症状病原体保有者（法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者をいう。）をいち早く発見することを目的として、職員及び入院患者等に対し、定期的を実施するPCR検査等をいう。
- (6) 積極的疫学調査 法第15条第1項に基づき、患者の行動歴（いつ、どこで、誰と、接触の状況等をいう。）を調査し、感染源の探索並びに濃厚接触者の特定及び検査を実施し、感染拡大の防止を図ることを目的として行われる調査をいう。

(県の責務)

第3条 県は、本県の県民の暮らし及び事業活動の維持に配慮しながら、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及び感染拡大の防止のための総合的な対策を実施するものとする。

る。

2 県は、市町村が行う地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する施策を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と緊密な連携を図るものとする。

3 県は、事業者及び県民等が、新型コロナウイルス感染症に関する知識を得ることができるとともに、感染及び感染拡大の防止に取り組むことができるよう、その支援に努めなければならない。

(事業者及び県民等の協力)

第4条 事業者及び県民等は、新型コロナウイルス感染症の予防に関する正しい知識を持ち、新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第5条 県は、新型コロナウイルス感染症に係る対策を促進するため保健医療体制の充実及び強化に努めるものとする。

2 県は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、患者等が療養に専念することができるよう、宿泊療養施設等の確保及び環境の整備に努めるものとする。

3 県は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響から、地域における医療提供体制を確保し、及び維持するために、必要な支援に努めるものとする。

4 県は、医療機関、社会福祉施設等の事業者が新型コロナウイルス感染症対策として行う労働環境の整備に必要な支援に努めるものとする。

5 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、予防接種の円滑な実施に向けた支援に努めるものとする。

(感染を防止するための協力要請)

第6条 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者に対し、国等の知見に基づく新型コロナウイルス感染症の潜伏期間等を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態等について情報の提供を求めることができる。

2 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定により情報の提供を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から不要不急の外出をしないよう協力を求め、又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に必要な情報の提供を求めることができる。

3 県は、前2項の規定により協力を求める場合には、協力を求められた者の人権及びプライバシー等に配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の新たな発生又はまん延を防止するために必要な最小限度のものとしなければならない。

4 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき

は、営業時間短縮等の措置を事業者に要請することができる。ただし、この要請に当たっては、事業継続及び雇用維持のために必要な財政的支援を行うよう努めなければならない。

(社会的検査の推進)

第7条 県は、県内の医療機関、社会福祉施設等において、クラスター又はクラスターを発生させるおそれがある患者の発生を防止するため、社会的検査の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為（次項において「差別的取扱い等」という。）をしてはならない。

2 県は、差別的取扱い等が行われないようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、新型コロナウイルス感染症に関して感染者等に対する人権侵害があったときは、当該感染者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行うよう努めなければならない。

(適切な助言、指導等)

第9条 県は、法第77条第4号若しくは第7号、第80条又は第81条の規定に該当するおそれがある場合においても、なお適切に助言、指導等を中心に行うことを通じて是正を促していくことを基本とし、県民等の就業制限、入院、積極的疫学調査等への協力を促進する環境の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議発第2号

条例議案の提出について

令和3年6月高知県議会定例会に、「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」議案を別紙のとおり提出します。

令和3年6月24日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	土 森 正 一
	同	土 居 央
	同	明 神 健 夫
	同	依 光 晃一郎
	同	梶 原 大 介
	同	桑 名 龍 吾
	同	西 森 雅 和
	同	大 石 宗
	同	坂 本 茂 雄

別 紙

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例を次のように定める。

令和3年6月24日提出

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、本県でも令和2年2月に初めて患者が確認されて以来、感染拡大と収束を繰り返しながら、県民生活、経済、そして文化に多大な影響を与えている。

この新型コロナウイルス感染症は、県民の健康と命を奪っている。そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗中傷^{ひぼう}、差別に苦しむ人を生み出すなど、県民の絆^{きずな}をも脅かすに至っている。

だからこそ今、県、県民等及び事業者それぞれの責務や役割を明らかにし、一致団結してこの災禍を乗り越えてゆくことが必要である。

このような考え方のもと、新型コロナウイルス感染症から、県民の命と暮らし、文化を守り、感染症に打ち克つ高知県の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症のまん延が県民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすことに鑑み、県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市町村その他関係機関との連携のもとに新型コロナウイルス感染症対策を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延を防止し、もって県民等の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。第5号において「法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 県民等 県民、県内に居住する者、通勤する者、通学する者及び商用、観光等で一時滞在する者並びに県内を通過する者をいう。

- (3) 事業者 法人及び事業を行う個人をいう。
- (4) 施設等 不特定又は多数の者が利用する県内の施設及び本県を発着地又は乗客の乗降を伴う一時停留地とする交通機関等をいう。
- (5) クラスター 施設等又は不特定若しくは多数の者が参加する県内の催物において新型コロナウイルス感染症の患者（法第8条第2項及び第3項の規定に該当する新型コロナウイルス感染症の疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。以下同じ。）が複数生じた場合における患者の集団であって、その人数が5人以上であるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、国、他の都道府県、市町村、県民等、事業者、関係機関との連携協力のもと、県内における新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の状況並びに県民生活及び地域経済への影響の把握に努めるとともに、その状況の変化に応じた新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するものとする。

- 2 県は、新型コロナウイルス感染症による影響が最小となるよう、県民等及び事業者に対し、必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、第6条に規定する新型コロナウイルス感染症対策に関する施策を着実に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 県は、市町村と連携協力し、教育活動及び啓発活動を通じた新型コロナウイルス感染症に関する知識の普及、予防接種の円滑な実施に向けての支援、生活支援の実施その他の新型コロナウイルス感染症対策を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第4条 県民等は、新型コロナウイルス感染症に関する国等の知見を踏まえて予防及びまん延の防止に努めるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民等は、検査により自身が新型コロナウイルス感染症の患者であることが判明した場合又は調査により自身が濃厚接触者であることが判明した場合は、保健所の設置主体である県又は高知市の求めに応じて、感染拡大の防止に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業の実施及びその事業の用に供する施設等に関し、新型コロナウイルス感染症に関する国等の知見を踏まえて予防及びまん延の防止のための適切な措置を講ずるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業の用に供する施設等においてクラスターが発生した場合は、クラスターの再発を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県の施策)

第6条 県は、新型コロナウイルス感染症対策として、次に掲げる施策を実施するものと

する。

- (1) 情報収集及び調査並びに県民等及び事業者への情報提供
- (2) 県民等及び事業者からの相談に対応する体制の整備及び充実
- (3) 保健医療提供体制の整備及び充実
- (4) 検査及び調査の実施体制の整備及び充実
- (5) 新型コロナウイルス感染症がまん延した場合に特に援護を要する障害者、妊産婦等及びこれにり患した場合に重症化の危険性が高い高齢者、基礎疾患を有する者等への支援体制の整備及び充実
- (6) 入院を要しない軽症者及び無症状者の療養体制の整備及び充実
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した県民への支援
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した事業者への支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策として必要な施策
(患者情報の共有)

第7条 県は、県内での医療の提供を必要とする全ての新型コロナウイルス感染症の患者が、医療機関等に遅滞なく入院又は入所ができるよう、必要な情報を関係機関と速やかに共有するものとする。

- 2 前項の情報の共有に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。
(不当な取扱い等の禁止)

第8条 何人も、新型コロナウイルス感染症にり患していること若しくはり患しているおそれがあること又は新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと等を理由として、差別的取扱い、^{ひぼう}誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害その他権利及び利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 県は、国及び市町村と適切な役割分担のもとに連携し、前項に規定する行為を防止するため、教育及び啓発を行い、当該行為の被害を受けている者に対する相談体制を整備するとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。
(情報の公表)

第9条 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、県民等が検査を受ける等の行動をとることができるよう、新型コロナウイルス感染症の患者が利用し、又は参加した施設等又は催物の名称、その時期、その他必要最小限の情報を公表することができる。

- 2 前項の規定に基づく公表に当たっては、個人情報の保護に留意するとともに、当該施設等の管理者又は不特定若しくは多数の者が参加する県内での催物を開催する者が実施する事業を不当に害することがないように配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 高人職 第72号
令和3年6月24日

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

印

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について（回答）

令和3年6月24日付け3高議議第32号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、法律の改正に伴うものであり、適当であると判断します。

記

第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
議案

議 案 付 託 表

(総務委員会)

事件の番号	件 名	審査結果	備 考
第 1 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 2 号	高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案		
第 5 号	高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 6 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 7 号	高知県条例の一部を改正する条例議案		
第 8 号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 10 号	高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 12 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 15 号	高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 16 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 18 号	県有財産（教学機器）の取得に関する議案		
報第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告（総務委員会が所管する部分。）		
報第 4 号	高知県条例等の一部を改正する条例の専決処分報告		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 3 号	高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案		
第 4 号	高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案		
第 9 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 10 号	高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 11 号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 12 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 13 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 14 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案		
第 17 号	県有財産（航空機）の取得に関する議案		
報第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
議発第 1 号	高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案		
議発第 2 号	高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案		

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算 (商工農林水産委員会が所管する部分。)		
報第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告 (商工農林水産委員会が所管する部分。)		
報第 2 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告		
報第 3 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告		

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 15 号	高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 19 号	都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の締結に関する議案		
第 20 号	国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案		

3 高政企第 81 号
令和 3 年 7 月 1 日

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県知事 濱田 省司

印

議案の追加提出について

令和 3 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

第 21 号 高知県監査委員の選任についての同意議案

3 高政企第 82 号
令和 3 年 7 月 8 日

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県知事 濱田 省司

印

議案の追加提出について

令和 3 年 6 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

- 第 22 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 23 号 高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案
- 第 24 号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案

議発第3号

意見書議案の提出について

令和3年6月高知県議会定例会に「地方財政の充実・強化に関する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和3年7月8日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	下 村 勝 幸
	同	西 内 隆 純
	同	上 田 貢 太 郎
	同	田 中 徹
	同	梶 原 大 介
	同	三 石 文 隆
	同	黒 岩 正 好
	同	大 野 辰 哉
	同	坂 本 茂 雄
	同	中 根 佐 知

地方財政の充実・強化に関する意見書

新型コロナウイルスの出現により、今地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつある。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化している中、近年多発している大規模災害への対応も迫られている。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2021」に基づき、必要となる一般財源の総額について2024年度の地方財政計画までは、2021年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指す必要がある。

よって、国におかれては、次の事項の実現を求める。

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を図ること。
- 3 子ども・子育て支援や地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 2020年度から始まった会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、所要額の調査を行うなどして、引き続き財源の確保を図ること。

- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 7 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
また、コロナ禍において、各種税制の廃止・減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
- 9 地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
（規制改革）
内閣府特命担当大臣
（地方創生）
内閣府特命担当大臣
（経済財政政策）

） 様

議発第4号

意見書議案の提出について

令和3年6月高知県議会定例会に「学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和3年7月8日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者 高知県議会議員 山 崎 正 恭

同 西 森 雅 和

同 黒 岩 正 好

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを 適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に1人1台の情報端末の貸与及び校内の高速ネットワーク整備が進められている。

また、これらのハード面の取組に加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしている。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっている。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報への取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められる。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があるため、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要である。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧される。そこで、各自治体において、Society5.0時代を生きる子供たちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の実現に向けて取り組んでいくべきである。

よって、国におかれては、次の事項について迅速に対応することを強く求める。

- 1 情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修を進めること。
- 2 システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算を充実・確保すること。
- 3 様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための統一規格について検討を進めること。
- 4 よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身につける上で、より効果的な紙面の教科書とデジタル

教科書の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

内閣総理大臣 }
財務大臣 } 様
総務大臣 }
文部科学大臣 }

議発第5号

意見書議案の提出について

令和3年6月高知県議会定例会に「「こども庁」設置を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和3年7月8日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	西 内 健
	同	上 治 堂 司
	同	浜 田 豪 太
	同	横 山 文 人
	同	弘 田 兼 一
	同	依 光 晃一郎

「こども庁」設置を求める意見書

少子高齢化が急速に進む我が国において、子どもたちの健やかな成長と育成を力強くサポートしていくことは喫緊の課題である。

特に本県では、令和元年度の国公私立学校における1,000人当たりの暴力行為の発生件数が全国の6.1件に対し10.9件、1,000人当たりのいじめの認知件数が全国の46.5件に対し55.6件、1,000人当たりの不登校児童生徒数が小中学校で全国の18.8人に対し22.4人、高等学校で全国の15.8人に対し19.6人など、それぞれ全国の数値を大きく上回り、子どもたちを取り巻く環境は深刻である。

しかしながら、これまで子ども・子育てに関する施策は省庁間の縦割りの問題や、国と地方の連携が必ずしも十分でないという現状がある。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースも見られる。また、必要な施策を進める上で、財政的な制約も課題である。

現在、与党において議論されている「こども庁」の設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものとする。

よって、国におかれては、子ども・子育て政策の充実を図るため、次の事項につき、実施されるよう強く求める。

- 1 子ども・子育てに関する施策を一元的に所轄する「こども庁」を設置すること。
- 2 自治体間での格差が生じないように、国が主導して国・都道府県・市区町村の連携体制を構築すること。
- 3 自治体の子ども・子育て政策を充実させるため、財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 } 様

議発第6号

意見書議案の提出について

令和3年6月高知県議会定例会に「消費税の緊急減税とインボイス制度の導入延期を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和3年7月8日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	塚 地 佐 智
	同	岡 田 芳 秀
	同	中 根 佐 知
	同	吉 良 富 彦
	同	米 田 稔
	同	田 所 裕 介
	同	石 井 孝
	同	大 野 辰 哉
	同	橋 本 敏 男
	同	上 田 周 五
	同	坂 本 茂 雄

消費税の緊急減税とインボイス制度の導入延期 を求める意見書

新型コロナウイルス感染症による日本経済の著しい落ち込みが浮き彫りとなっている。2021年1～3月期の国内総生産（2次速報値）は、物価変動を差し引いた実質で、2020年10～12月期に比べて1%落ち込み、年率換算で3.9%の下落となった。この落ち込みが、リーマン・ショック当時の2008年度の3.6%を超えていることは深刻であり、国民の暮らしを支え、日本経済を立て直すために、これまでの延長線上にはない経済対策が求められている。

さらには、日本経済がコロナ禍以前から厳しい消費不況に直面していたことも直視しなければならない。特にその一因となったのは、2014年4月と2019年10月の2度にわたる消費税増税であり、この間、税率が5%から10%へと2倍化したことが、消費を冷え込ませてきたことは明らかである。

また、2023年10月の消費税「インボイス（適格請求書）」制度導入に向け、今年10月から事業者の登録申請が始まろうとしている。個人経営などの小規模事業者などは現在、課税売上高1,000万円以下の免税事業者として消費税の納付が免除されている。インボイス制度では免税事業者はインボイスが発行できず、課税事業者が仕入税額控除ができないため、取引先から外される懸念がある。加えて、コロナ禍の中で、事業者に新たな事務負担を課してインボイスの準備を進めることは負担が大きく、予定どおりの制度導入は困難である。

よって、国におかれては、消費を喚起し、経済を回復させ、国民の暮らしと事業者の営業を守るため、次の事項を実現するよう強く求める。

- 1 当面、緊急に消費税減税を図ること。
- 2 現在の厳しい経済状況に鑑み、インボイス制度の導入を延期し、制度の見直し・柔軟運用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣

} 様

議員定数問題等調査特別委員指名案

(議席順、敬称略)

金岡 佳時

下村 勝幸

西内 隆純

西内 健

弘田 兼一

梶原 大介

黒岩 正好


大石 宗


大野 辰哉


塚地 佐智


令和3年7月8日


高知県議会議長 森田英二様

高知県議会 総務委員会委員長 下村勝幸 

同 危機管理文化厚生委員会委員長 西森雅和 

同 商工農林水産委員会委員長 野町雅樹 

同 産業振興土木委員会委員長 金岡佳時 

同 議会運営委員会委員長 明神健夫 

継続審査調査の申出書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

総務委員会

- 1 県行政の企画調整に関する事。
- 2 県の総合開発に関する事。
- 3 広報に関する事。
- 4 行財政運営に関する事。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関する事。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関する事。
- 7 情報化の推進に関する事。
- 8 統計に関する事。
- 9 県の財産に関する事。
- 10 学校教育及び社会教育に関する事。
- 11 文化財の保護に関する事。
- 12 公共の安全と秩序の維持に関する事。
- 13 出納に関する事。

危機管理文化厚生委員会

- 1 防災その他危機管理に関する事。
- 2 健康及び保健衛生に関する事。
- 3 社会福祉に関する事。
- 4 社会保障に関する事。
- 5 文化振興に関する事。
- 6 国際交流に関する事。
- 7 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関する事。
- 8 公立大学法人及び私立学校に関する事。
- 9 人権に関する事。
- 10 スポーツ振興に関する事。
- 11 電気事業及び工業用水道事業に関する事。
- 12 病院事業の運営に関する事。

商工農林水産委員会

- 1 商業に関する事。
- 2 工鉦業に関する事。
- 3 計量に関する事。
- 4 労働に関する事。
- 5 科学技術の振興に関する事。
- 6 農業に関する事。
- 7 森林及び林業に関する事。
- 8 自然環境の保全に関する事。
- 9 環境衛生に関する事。
- 10 公害の防止に関する事。
- 11 海洋及び水産業に関する事。
- 12 主要食糧の需給調整に関する事。

産業振興土木委員会

- 1 産業振興計画に関する事。
- 2 地域振興に関する事。
- 3 公共交通に関する事。
- 4 観光に関する事。
- 5 道路及び河川に関する事。
- 6 都市計画に関する事。
- 7 住宅及び建築に関する事。
- 8 港湾その他土木に関する事。

議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事。
- 2 次期議会の会期、日程等に関する事。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事。
- 4 議長の諮問に関する事。

委員会審査結果一覧表

議案関係	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
第1号	令和3年度高知県一般会計補正予算		総務委員会 危機管理文化厚生委員会 商工農林水産委員会 産業振興土木委員会	原案可決 " " "	全会一致 " " "
第2号	高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案		総務委員会	原案可決	全会一致
第3号	高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第4号	高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第5号	高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第6号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第7号	高知県税条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第8号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第9号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第10号	高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第11号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第12号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		総務委員会	"	"
第13号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第14号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案		危機管理文化厚生委員会	"	"
第15号	高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改		総務委員会 産業振興土木委員会	" "	" "

第 16 号	正する条例議案 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	原案可決	全会一致
第 17 号	県有財産（航空機）の取得に関する議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 18 号	県有財産（教学機器）の取得に関する議案	総務委員会	〃	〃
第 19 号	都市計画道路高知駅南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の締結に関する議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第 20 号	国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	産業振興土木委員会	〃	〃
報第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	総務委員会	承認	全会一致
報第 2 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
報第 3 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	商工農林水産委員会	〃	〃
報第 4 号	高知県条例等の一部を改正する条例の専決処分報告	商工農林水産委員会	〃	〃
議発第 1 号	高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案	総務委員会	〃	〃
議発第 2 号	高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案	危機管理文化厚生委員会	否決	賛成少数
		危機管理文化厚生委員会	原案可決	全会一致

令和3年6月高知県議会定例会議決一覧表

議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
第1号	令和3年度高知県一般会計補正予算	原案可決	3.7.8
第2号	高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例議案	〃	〃
第3号	高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	〃	〃
第4号	高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	〃	〃
第5号	高知県個人情報保護条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第6号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第7号	高知県税条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第8号	半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第9号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第10号	高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第11号	高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第12号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第13号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第14号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第15号	高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第16号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第17号	県有財産（航空機）の取得に関する議案	〃	〃
第18号	県有財産（教学機器）の取得に関する議案	〃	〃
第19号	都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋耐震・補強）工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第20号	国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	〃	〃
第21号	高知県監査委員の選任についての同意議案	同意	3.7.1
第22号	高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案	〃	3.7.8
第23号	高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案	〃	〃
第24号	高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
報第1号	令和2年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	承 認	3.7.8
報第2号	令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	〃	〃
報第3号	令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	〃	〃
報第4号	高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告	〃	〃
議発 第1号	高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例議案	否 決	〃
議発 第2号	高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例議案	原案可決	〃
議発 第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書議案	〃	〃
議発 第4号	学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書議案	〃	〃
議発 第5号	「こども庁」設置を求める意見書議案	〃	〃
議発 第6号	消費税の緊急減税とインボイス制度の導入延期を求める意見書議案	否 決	〃